

# 米国会計基準ののれんの処理が経営に及ぼす影響 —事例分析—

大倉 雄次郎<sup>1)</sup>

## (要約)

日本企業の約30社が、日本の会計基準の適用をせずに現在米国会計基準<sup>2)</sup>による有価証券報告書の提出を行っている。また、日本では開発費やのれんの会計処理において日本基準とIFRS基準との関係などの検討が、以前は民間組織の企業会計基準委員会に委ねられていたが、最近では金融庁企業会計審議会で議論されている。このように、日本基準からIFRSへの2015年ないし2016年全面移行の動きが経済界の要望等もあって、見直されている。

そこで本稿では何故IFRSの見直しが日本で問題になっているのかを、IFRS導入の経営への影響が特に懸念されるのれんに絞って、米国会計基準で有価証券報告書を提出している日本企業23社の事例分析と日本基準による代表的企業2社の事例分析をもとに考察した。

この米国会計基準によるのれんの会計処理がいかに企業のディスクロージャーに影響し、欧米経営者の利益連動型報酬に偏向した結果、ものづくり企業の成長においてマイナスであるかを明らかにしている。

(キーワード) 企業結合, 合併対価, のれん, 米国会計基準, IFRS, のれんの資産性, 営業権, のれん償却, のれんの減損, 繰延資産, 減損テスト, 仕掛研究開発費

---

1) 関西大学名誉教授 (商学博士), 公認会計士, 税理士 メール: cpa.tax-okura@wit.ocn.ne.jp

2) 米国会計基準とは、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board) 会計基準編纂書によって連結財務諸表が作成されている。米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を含めた年次報告書を米国証券取引委員会に登録しているケースがほとんどである。

## I. 理論的検討<sup>3)</sup>

### 1. 企業結合の検討

#### (1) 企業結合の形態

企業結合 (business combination) とは、ある企業が他の企業を統合するか、またはある企業が他の企業の純資産及び営業に対する支配を獲得することで法的実体 (legal entity) のみではなく、経済的実体 (economic entity) にもっていくことである。

まず吸収合併 (merger) は、取得会社 (acquiring company) が被取得会社 (acquired company) の資産負債を取得し、この被取得会社の法的実体終了させ、その株式は消去され、帳簿は閉鎖されるという法的合併 (statutory merger) の形をとる。

次に子会社化 (acquisition) は、ある会社が他の会社の普通株式の過半数を取得することをいい、各々の会社は法的実体として存続するがグループとしての経済的実体も形成する。

さらには株式交換や株式移転による企業結合の形態もみられる。

最近では、これ以外に会社分割があり、分割後の営業を承継する会社が新たに設立される場合の新設分割と承継する会社が既存の会社である場合の吸収分割に分かれる。

その時、会社法では分割型分割は制度上認められず、分社型分割のみで、これは分割の対価を一旦分割会社に交付し、それを分割会社から株主に金銭、現物配当する形をとる。

#### (2) 取得法 (アクジション法)

米国会計基準において、企業結合は取得法 (acquisition) により処理することを求めており、持分プーリング法により処理することは認められていない<sup>4)</sup> 点は日本と同様である。

子会社の株式の取得原価の算定に当たって、子会社の株式を複数回にわたって取得したことにより、その結果過半数に達した場合、過半数に達した時の株価で投資額を再計算し、その評価差額は損益として処理される点も日本の会計基準と同様で差異はない。

また紹介手数料、弁護士費用、コンサルティング報酬などの取得に係る直接コスト・間接コストは損益計算書における費用である。買収に伴う資金調達の新株発行の株式発行費用 (stock issue cost) は払込剰余金のマイナスとする点でも日本基準と同様である。

資産負債について公正価値で評価する、企業結合により獲得される無形資産が、2つの基準 (契約または法的基準および分離可能基準) のうちの1つに該当する場合にはのれん (営業権) から分離して認識することを求めている<sup>5)</sup>。具体的には、商標権、特許権、複写権の資産が子

3) 尚今回は先行研究を割愛するが、次回以降で触れることにする。

4) 米国会計基準編纂書805を適用している。

5) 米国会計基準編纂書805 (企業結合) を適用している。

会社の財務諸表に計上されていなくても、それらの公正市場価値が判明していれば、企業結合に当たり、それらを認識することになるがこれは、単独で換価できるという点で資産性が認められるからである。

### （３）合併対価

合併対価については、二つの考え方がある。

第一に、合併日における株価の利用である。「発行した株式数×合併日における株価＝合併対価」とする。その論拠は、合併公表日から合併日までの間に当事会社の状況に重要な変化があった場合には、合意事項を改訂するための交渉がもたれることもあるし、また合併公表日以降に実施される株主総会で合併合意自体が無効とされることもあるので合併日とすべきである。

第二に、合併公表日の株価の利用である。「発行した株式数×合併公表日前の合理的な期間における株価」＝合併対価とする。その論拠は、合併公表日以降、合併日までに、合併と全く関係ない事由で存続会社な株価が変動することも十分ありうるが、その場合に合併日の株価を利用する方法だと、合併とは関係ない要因で対価の額が決定されてしまうことになり合理的ではない。取得の対価として、市場価格のある株式を交付する場合、取得の対価となる財の時価は、企業結合の主要条件が合意され公表された日の株価ではなく、原則として、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎にして算定されなければならない。

パーチェス法では合併対価の大きさによって、承継される引継資産総額と引受負債の総額との差額（純資産）でのれんの大きさが決まり、のれんの減損など合併後の利益計算に影響する<sup>6)</sup>。被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として企業結合日における株価を基礎にして算定することは妥当である。

### （４）買収価格の鑑定評価

子会社への投資金額、すなわち買収の金額の決定に当たっては、株式市価法という株式の時価であるという点に着目しなければならない。一方では、それ以外に収益・収入・費用・支出をキャッシュ・フローでとらえ、それを各期間に対応した割引率で現時点（測定時）へ割引く、現在価値割引法も鑑定価格で用いられているのである。

企業買収は株式市場という購買市場でありながら、鑑定価額にキャッシュ・フロー概念が用いられている。

---

6) 川本淳「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」『企業会計』Vol.60, No.6. (2008年6月) 22-23頁を参考にした。

## 2. のれんの性格

### (1) のれんの計上

アクジション法の100%取得の企業結合に当たって支払われた対価（投資額）が上記のように被取得企業の資産負債を公正価値で測定した上での純資産を超える場合にのれんを計上し、下回る場合に負ののれんを計上する。

次に、アクジション法において、親会社の持分割合が100%未満の場合であっても、親会社が意思決定機関を支配している時、子会社の少数株主持分の処理となる。親会社の持分割合だけでなく、非支配株主の持分割合も時価評価する。

子会社を取得直後の貸借対照表の非支配株主の持分割合は純資産の公正価値に少数株主の持分比率を掛けて求める。この場合の純資産の公正価値は株価×株式数であり、子会社の資産負債の時価で評価した差額である純資産との間の両者に差異が生じる。これがのれんである。

このように、米国会計基準は全部のれん法（full goodwill）であるので、のれんは親会社と少数株主持分の両方から生じる。

他方、IFRSによるのれんの計上に当たっては、部分のれん法（partial goodwill）と全部のれん法との選択適用である<sup>7)</sup>。

部分のれん法を合併仕訳でみると、取得企業は、貸方に{(a)①取得日において譲渡対価（公正価値：通常取得時の株価×株式数）に、②子会社の株式を複数回にわたって取得したことにより、その結果過半数に達した場合、過半数に達した時の株価で投資額を再計算した公正価値、そして③識別可能な純資産の公正価値（fair value of subsidiary net identifiable assets）}×非支配持分の持分割合の合計額を、借方に（b）識別可能な資産および負債の取得日における時価純額が記入され、

（a）から（b）を差し引いた差額（+）がのれんとなり、（-）が負ののれんとなる。

この方法では親会社の持分に関するのれんのみが計算されるので、のれんの金額が全部のれん法に比べて小となる。ここに、のれんが被買収企業の識別可能な資産および負債及び偶発債務を認識した後の、企業結合原価（即ち買収支払対価）の残余であるとして算定されている。ここには、のれんについて、非支配持分について公正価値評価の概念はとられていない。

これに対して、全部のれん法を合併仕訳でみると、

取得企業は、貸方に（a）①取得日において取得対価（公正価値：通常取得時の株価×株式数）に、②被支配持分の金額（公正価値）、そして③子会社の株式を複数回にわたって取得したことにより、その結果過半数に達した場合、過半数に達した時の株価で投資額を再計算した公正価値の合計額が、借方に（b）識別可能な資産および負債の取得日における時価純額が記入され、（a）から（b）を差し引いた差額（+）がのれんとなり、（-）が負ののれんとなる。全部のれん法では非支配持分も公正価値で測定するため、のれんは支配持分と非支配持分の双方から

7) IFRS3 “Business combination” IN8, IN 10, 32, 33

発生するから、のれんの金額は部分のれん法に比べて大となる。

これに対して、日本基準では、当初全部時価評価法と部分時価評価法の選択適用であったが、改定により全部時価評価法の強制適用である。この場合部分時価評価法では、のれんは親会社持分からのみ発生するが、全部時価評価法では、のれんは親会社の持分割合だけでなく、非支配株主の持分割合も時価評価するので、両方から発生する。

全部のれん説は経済的単一説による資産性を認識している。これに対し部分のれん説は親会社説によるもので少数株主持分からののれんを認めない。

のれんは、総体として発生するものである点からみて、全部のれん説が部分のれん説よりも妥当である。この点でIFRSによるのれんの計上の部分のれん法と全部のれん法との選択適用は、経済的単一説の立場から認めがたい。

## （２）のれんの米国会計基準とIFRSの規定

FASB「企業結合と購入無形資産に関する会計」の討議資料ではのれんの性質に次の観点があると述べている。「のれんは将来において正常な利益を超える利益が期待されていることを示している。のれんは技術的なスキルや知識、経営、マーケティングやリサーチやプロモーションのような、ここに識別できず評価もできないような企業の要素がそれらの平均的な水準を超える場合に、当該企業のそのような個々の要素の強みを示す無形の資源である」<sup>8)</sup>と議論している。

米国会計基準においては、のれんは企業結合での無形の資源と要素の表示 (the representation of intangible resources and elements connected with an entity) であることが表現されている。次のような特徴を持つといえる。

第一に、企業結合により獲得される無形資産が、二つの基準（契約又は法的基準及び分離可能基準）のうちの一つに該当する場合には、のれんから分離して認識することを求めている。従って、それ自体で個別に識別または価値のあることを証明し、計算することはできない

第二に、それは、研究能力、開発能力、生産技術の技量と知識、販売網等のシナジー効果の塊である。

第三に、被合併会社が有する単独ののれんの塊ではなく、大事なことは合併会社と被合併会社のシナジー効果の結果により、同業他社に比較して超過収益力 (earnings power) をもつことになる。何故ならば、合併会社と被合併会社の収益力を比較すると、通常は合併会社に比べて被合併会社の収益力は劣るのである。それにも拘わらずのれんの特徴の一つに超過収益力をあげているが、それは合併によるシナジー効果の結果としての超過収益力と解するべきである。

従って自己創設のれん (maintaining goodwill, developing goodwill) は貸借対照表上には計上できない。

8) 企業財務制度研究会『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』1996年12月364頁

次に、IFRSではのれんを次のように規定しているが米国会計基準とほぼ同じである。

「(a) 被買収企業の継続企業的要素の公正価値がのれんである。継続企業的要素とは、被買収企業が自社の純資産を全体として運営することで、それらを個別に運営する場合と比較して、より大きな収益率を得ることができる被買収企業の能力をいう。この価値は被買収企業の純資産の相乗効果及びその他の便益、たとえば、独占的利益を得られる能力、市場参入の障壁など市場の不完全性に関連する要因などの便益が生じる。

(b) 被買収企業の純資産を買収企業と結合することで生じると期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値。そのような相乗効果とその他の便益は、各企業結合に固有のものであり、異なる結合から異なる相乗効果が生まれ、したがって価値も異なってくる。

(c) 買収企業による過剰支払いの部分

(d) 企業結合原価の測定と認識、又は被買収企業の識別可能な資産・負債及び偶発債務の公正価値の測定と認識における誤謬。あるいはそのような識別可能な項目を公正価値ではない金額で評価することを定めた会計基準の規定」<sup>9)</sup>

上記の(a)は、極めて独自の開発・研究・生産・販売等の能力を有する被買収企業を想定したもので、(b)は被買収企業と買収企業の相乗効果に力点を置いたのれんの場合である。

### (3) のれんの資産性の検討

第一に、資産概念の変遷から検討する。静態論における財産有高計算論的な資産概念で、そこには現金・預金に代表される実体有高であり換価価値をもつかである為のれんは資産性を有しない。次の動態論における損益計算的思考で費用性資産として見る考え方であるがここではのれんは資産性をもつ。さらに、用益可能性をもって資産概念の属性とするものであるがやりのれんは資産性をもつ。

この系列でみると、IFRSにおける資産とは、過去の取引または事象の結果として、当該企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源であるが、例えば未消費原価は、資産として貸借対照表に引き継がれていくことになる。言い換えれば資産は将来の収益獲得能力である。これを拡大したのが将来キャッシュ・フローを生み出す能力を割引現在価値で測定したものを資産評価として位置づけることになる点でのれんの資産性の根拠として位置付けることもできる。

合併または営業譲受の結果として生じたのれんは、過去の取引又は事象の結果であるから、買入のれんはこの要件を満たす支払い対価の存在がある。

しかし自己創設のれんは、広告宣伝活動や製品性能の良さが認識されて初めて徐々に知らず知らずのうちに形成されるものであるから、明確な形でこの第一の要件を満たしていないと言える。

9) IFRS3 "business combination" para.BC130 (新日本監査法人「International GAAP」2007/2008) 470頁)

第二に、企業結合による支配は、生産システム、研究開発システム、販売システムを支配して、識別可能資産たる有形固定資産、無形固定資産等と有機的に融合して存在する点でのれんは資産性をもつことになる。

第三に、企業結合による取得原価と識別可能資産の残余として、のれん測定すると、さまざまな構成要素が含まれ、のれんのシナジー効果により、将来の経済的利潤の獲得を期待する点での資産性である。これは、資産とは過去の取引または事象の結果として、当該企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源であるという規定からすれば、のれんはそれ単独ではこれを期待できないが、将来の経済的便益の塊としての資産性である。

この議論を発展させると、資産の期間損益計算からの分類における貨幣性資産と費用性資産のうち、のれんは費用性資産に該当する。費用性資産とは支出・未費用項目で未だ費用となつて解消していないが将来の収益獲得への役立ちを期待するために費用となるべき属性の資産である。これは適正な期間損益計算の考え方からきたもので、継続利用している資産について、将来において回収されるべき投資の残高でもある。棚卸資産、有形固定資産（土地を除く）、無形固定資産、繰延資産が支出未費用項目に当たる。ここでのれんが繰延資産たる性格を有することになる。

### 3. のれん償却説の支持とその論拠

米国会計基準では営業権及びその他の無形資産の取得後の処理について、営業権および不確定の耐用年数を持つ無形資産は償却を行わず、少なくとも年1回の減損テストを行う。具体的には夫々のセグメントまたはそれより一つ下のレベルの単位で、営業権の減損テストを行う<sup>10)</sup>。確定した耐用年数をもつ無形資産は、その耐用年数にわたって償却を行い、減損テストを行う<sup>11)</sup>。

これに対し日本基準では、のれんは資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する<sup>12)</sup>。

そこでのれんの償却の妥当性について以下論じることにする。

#### （1）のれんの減価パターン—第一三共の株式移転の場合の評価換えから—

日本基準はのれんの償却は、20年以内のその効果のおよぶ期間に定額法その他の合理的な方法により、定期的に償却する。その論拠は取得したのれんは、時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わっているためである。そのため企業結合による収益とのれんの償却による費用は対応する。他方、米国会計基準ではのれんは、非償却で減損のみの適用である。のれんは

10) 米国会計基準編纂書350（無形資産－のれんおよびその他の無形資産）

11) 米国会計基準編纂書360-10（有形固定資産－長期性資産の減損または処分）

12) 企業結合に関する会計基準32項

償却を行わず、少なくとも年1回の減損テストを行うことで、減損会計の適用である<sup>13)</sup>。

のれんの非償却の理由は、のれんの耐用年数とのれんの減価パターンは、一般的に予測不可能であるため、のれんの償却をすると恣意的になる。その代わり減損テストで、十分な厳密さと実行可能性が期待できるからであるとする<sup>14)</sup>。

果たしてそうであろうか。ここで大事なことは、今まで検討してきたことから判明したごとく、米国会計基準の非償却の真の理由は、企業結合によるのれんの償却額が企業の業績指標たる当期税引前利益にマイナスに働く事を忌避する欧米の経営者ののれん償却への反対意見に対して、米国会計基準当局が抗しきれなかったからだといわれている。

耐用年数とのれんの減価パターンが予測可能であることを第一三共の株式移転の場合の評価換え<sup>15)</sup>の事例で証明する。

株式移転の交換比率の算出は次の3段階で行われた。

第一段階の株式移転の交換比率の算出は、メリルリンチがEBITDA(利子・税引前・償却前営業利益(Earnings Before Interest, Taxes and Amortization)倍数の企業価値、株価収益率、DCF法(Discounted Cash Flow Analysis)、比較会社分析、貢献分析に基づいて行った。

その結果、株式移転比率は三共普通株式1株に対して第一三共1株で、第一製薬1株に対して第一三共1.159株の交換比率である<sup>16)</sup>。このときその中心になったのがDCF法による企業評価方法の選択である。

株式の鑑定評価を依頼されたメリルリンチは、第一三共について次の分析を行った。

まず、第一製薬が独立企業として事業を続けることを仮定して、第一製薬の普通株式1株当りの現在価値の範囲を評価するためにディスカунティド・キャッシュ・フロー分析を行った。メリルリンチは2006年3月31日の事業年度から2010年3月31日に終わる事業年度の間での5期間のフリー・キャッシュ・フロー<sup>17)</sup>の割引正味現在価値の合計と2010年3月31日に終わる事業年度の第一製薬の標準的なEBITDAに永遠に続く成長率の範囲を適用することによっての終価の割引正味現在価値をつけ加えることによって計算された。永遠に続く成長率は第一製薬の標準的有利子負債を考慮しないフリー・キャッシュ・フローに-0.25%から0.25%までの範囲を適用し、また割引率は4.0%から6.0%までを計算の為に使用した。この分析に基づいて、メリルリンチは第一製薬普通株式1株当たり6.5倍から8.5倍までの範囲からのEBITDAの倍数法を使

13) 米国会計基準編纂書350(無形資産-のれんおよびその他の無形資産)

14) SFAS142 par 13

15) 本稿では、この事例について国内において詳細な資料が乏しいので、Joint Share Transfer of Shares of Daiichi Pharmaceutical Co. Ltd. and Sankyo Company, Limited for Shares of Daiichi Sankyo Company, Limited, 2006.を翻訳してこの中からデータを取り出している。

16) 三共及び第一製薬の有価証券報告書より。

17) ここではフリー・キャッシュ・フローは有利子負債を考慮しない。



用して2,530円から3,140円の、そして永遠に続く成長率法を使用して3,042円から4,587円の間接的な価値を引き出した。

同様に、メリルリンチは三共普通株式1株当たり6.5倍から8.5倍までの範囲からのEBITDAの倍数法を使用して2,399円から3,017円の、そして永遠に続く成長率法を使用して2,782円から4,243円の間接的な価値を引き出した。

第二段階に、株式数算定基準日（2005年3月31日）の三共の発行済株式数439,498,765株に1を乗じた株数と第一製薬の発行済株式数286,453,235株に1.159を乗じた株数331,999,299株の合計735,011,343株が、発行株式数となった<sup>18)</sup>。

第三段階において、第一製薬からの購入金額が確定する。株式移転の発表日株価 @2,393に331,999,299株794,474百万円<sup>19)</sup>である。

第四段階に資産負債の部はパーチェス法によって計算され時価で評価換えされる。

このようにDCF法の段階で、その企業結合におけるシナジー効果を踏まえて、キャッシュインとキャッシュアウトが見積もられているのであり、のれんの非償却の理由としてののれんの耐用年数とのれんの減価パターンは、一般的に予測不可能であるということにはならない。従って鑑定評価手法にDCFを適用していることから考えても、のれん償却の論拠となる。

## （2）のれんの繰延資産説の採用

のれんが資産性を有するとして、それは無形資産として規定することが妥当かについて、検討する。

第一に、日本の企業会計原則では、以前「のれんについては、企業結合に際して与えた対価の価額と識別可能な財産の価額との差額としての性質のものである。しかしのれんは将来収益力に対する期待価値であり、収益の中に具現すると期待されての資産であるから、理論上は将来収益によって回収される性質のものであるはずである。しかしかかる資産特性をもっているがゆえに、それ自体としての換金可能性がないという点では繰延資産と同じである。」<sup>20)</sup>として、繰延資産説を採用していた。

第二に、のれん計上高は、特許権のように法的権利がなく、それ単独ではその経済的権利の発展として資産の売却価額を有せず、また債務に対応する換金性も有しないので、本来無形資産としての性格をもたず、擬制資産たる繰延資産の性格を有する。そこで規則的な償却が要求される。

第三に、「のれんの価値は実現するにつれ超過利益として認識されていくため、のれんモデ

18) 正確には、株式数算定基準日の発行済株式数に、その翌日以降に三共及び第一製薬が消却した自己株式の数を減じ、新たに発行した新株予約権の行使による普通株式の数を加えたものが対象になる。

19) 実際は794,474百万円と見積もり取引コストを加えて、見積もり購入価額は746,462百万円である。

20) 武田隆二『最新財務諸表論（11版）』中央経済社、2008年、277頁

ルは採用すれば会計数値の検証可能性も高くなる。この前提はのれんの価値が経営者の主観的な評価に依拠せざるを得ず、のれん価値を有するストックの公正価値評価は行わない。それは取得原価または償却原価による評価である<sup>21)</sup>からその使用で減価償却するのは、会計上自明の理である。この場合の使用は時間的経過としてのものである。

何よりも米国会計基準において、合併企業が被合併企業から取得した資産および引き継いだ負債に割り当てられた金額との差額について、のれんを認識する<sup>22)</sup>が、被合併企業が企業結合日前に資産に計上していたのれんを認識してはならない<sup>23)</sup>ため、第一三共の合併において第一製薬保有ののれん5,914百万の一括償却をしている<sup>24)</sup>。

### (3) のれんと配当との関係

会社計算規則186条一の規定<sup>25)</sup>は、のれん等調整額を分配可能額の計算上、減額するのである。それはのれんと繰延資産は、貸借対照表上資産として計上されていてもそれは費用の単なる繰延でしかないため、分配可能額の計算上、これを会社財産の払戻を認めることが適当であるかという点での換金性の観点からの資産として取り扱う事が出来ないからである。これはのれんを繰延資産としてみているといえる。

### (4) のれんのキャッシュ・フローからの検討

第一に、企業結合時に、キャッシュ・フロー計算書における投資活動キャッシュ・フローの支出として、のれん部分は処理している。

21) 徳賀芳弘「会計基準における混合会計モデルの検討」『日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー、2011-J-19』34頁

22) FASB, SFAS 141 “Business Combination”, par.43.

23) FASB, SFAS 141 “Business Combination”, par.38.

24) Joint Share Transfer of Shares of Daiichi Pharmaceutical Co., Ltd. and Sankyo Co., Ltd for Shares of Daiichi Sankyo Co., Ltd, 2006.

25) 会社法：分配可能額の計算（会社法461②）分配可能額 = (1) + (2)

(1) 加算項目 + 剰余金の額（最終事業年度末日におけるその他資本剰余金・その他利益剰余金の合計額）

(1号) + 臨時決算日までの期間の利益の額として、「法務省令で定める各勘定項目に計上した額の合計額」

(2号イ) + 自己株式処分益（臨時決算日までの期間内に処分した自己株式に係る損益計算書の当該対価の額）(2号ロ)

(2) 控除項目 - 自己株式の帳簿価額（臨時決算日における自己株式の額）(3号) - 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額（4号） - 臨時決算日までの期間の損失として「法務省令で定める各勘定項目に計上した額の合計額」「法務省令で定める各勘定項目に計上した額の合計額」（5号） - 上記の3項目以外に「法務省令で定める各勘定項目に計上した額の合計額」「法務省令で定める各勘定項目に計上した額の合計額」(会社計算規則186) + 貸借対照表に計上のれん等調整額（= 正ののれんの2分の1及び繰延資産の合計）が資本金及び準備金の合計額を超える場合には、その超過額の2分の1（但し、その他資本剰余金の額を上限とする）を分配可能額から控除する。(1号) + その他有価証券評価差損金（2号） + 土地評価差損金（3号） + 300万円の調整金（6号）

第二に、のれんの償却は減価償却費と同様に現金支出を伴わない費用であるから、営業利益が黒字であれば、のれんの償却をすることによって、自己金融機能により、営業活動キャッシュ・フローにおいて、償却分だけキャッシュが増加することで投下した資本の回収が可能となる。即ち投下資本の回収サイクルとしてのれんを位置づければのれんの償却は妥当である。

発生主義の損益計算書では、費用収益対応の原則からみてのれんの非償却は例外の処理であり、減損会計は改良すべきである。すなわち第1次的にのれんの規則的償却をした上で、有形固定資産と同じように減損は、2次的に行われるべきである。欧米の経営者の経営態度の短期志向によるごり押しを受け入れ、減損会計という利益操作がしやすいこののれんの会計処理を受け入れた欧米の会計基準設定機構の誤りは、利益の出ない決算期に起きる多額の減損損失の計上で、キャッシュ・フローの回収ができず、企業経営の危機的状況と呼び込むため、正さなければならない。

#### （5）のれんの税務面からみた検討

税制適格組織再編成は、被合併会社の資産負債の帳簿価額を引き継ぐ。

ここにいう取得法、日本ではパーチェス法は、税制非適格組織再編成になる。

税制適格組織再編成は資産等を時価評価により行う（法人税法62）が、「内国法人が適格合併により、合併法人に資産の移転をしたときは、帳簿価額による資産等の引継ぎをしたものとして、譲渡損益は発生しないものとする」<sup>26)</sup>。

このように、税制適格組織再編成の場合には、帳簿価額により被合併会社の資産負債を引き継ぐので、資産調整勘定（正ののれん）と負債調整勘定（負ののれん）が生じない。

他方、平成18年税制改正において、税制非適格組織再編成の場合には、資産と負債を時価により譲渡したものとして取り扱うために、移転対価（合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の合計額、典型的には株式）が、その移転資産や移転負債の時価純資産を超える時は、その超える金額のうち、資産等超過差額を除いた金額が資産調整勘定（正ののれん）として発生する。

ここでいう資産等超過差額とは、税制非適格組織再編成において、株式等の対価資産の交付時の価額（実際に支払った金額）が約定時の時価の2倍を超えるような著しい差異を生じる場合には、対価資産の交付時の価額から収益を基礎として合理的に見積もられる移転事業の価値を控除した金額をいう。又は交付株式の約定時の価額が交付時の価額の2倍超の値上がりが生じる場合には、対価資産の交付時の価額から約定時の価額（時価）を控除した金額をいう。実質的に被合併法人の欠損金額相当からなると認められる金額がある場合、その欠損金額相当から成ると認められる金額である。この資産等超過差額は税務上の資産調整勘定（正ののれん）

26) 法人税法62の2

に含まれないのである<sup>27)</sup>。

企業結合会計基準では、のれんは20年以内の期間で定期的に償却することとされている。他方税務上の資産調整勘定（正ののれん）は5年償却（期中取得であっても月数按分しないで償却）になりその金額を当初計上額から減額しなければならない。その減額となった日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することになる<sup>28)</sup>。

この場合、損金経理を条件とせず損金算入となるとしているのはのれんの資産性特に換価価値を認めていないからで、より本質的には無形固定資産ではないという認識からであるといえる。のれんの償却をすることで損金に算入されて、所得金額が減少し、結果として法人税額の減少につながる効果がある。

税務上の資産調整勘定の金額において、税務上の寄附金になる部分がある場合には、その支出寄附金の額は、資産調整勘定から差し引き寄附金の損金不算入の適用を受けることで、のれんには含まれないことになる<sup>29)</sup>。現実の合併実務においては、合併法人がターゲットの会社の債務超過を避けるため、合併の1年前の決算において、債権放棄、特別の売上値引きの実施を行うので寄附金になるケースは低いのである。

#### （6）のれんの構成要因からみた償却年数の検討

第一に、のれんのシナジー効果の源泉は識別可能資産であるから、これを個別に検討する必要がある。まず土地の取得対価との関係で、生産工場のためにある土地に付随するのれんである。土地自体は売却処分との関連で、売却損益として実現するが、土地は非償却であるので生産の撤退や転用の段階において、減損会計が有用である。石油スタンドやレジャーランドのような業態における土地に付随するのれんも減価償却と並行して減損会計が有用である。又、建物、機械器具、構築物など経済的・物理的耐用年数を有するものは減価償却されており、これに付随するのれんは一律の年数で償却するのではなく、その経済的耐用年数で償却し、それでもそののれんに減損が生じた時に減損会計を適用すべきである。

第二に、伊藤邦雄・加賀谷哲之は、価値創造の源泉が有形資産から無形資産へとシフトしていると指摘している<sup>30)</sup>。企業の価値を生み出すものは、製造業でいえば目に見えるものとして、工場の建物・機械設備等の有形資産や金型などのソフトウェア、製品開発の特許権などの法的耐用年数を有する無形資産であるが、それらは法的・経済的耐用年数を有している点で償却の対象である。これに対して、企業の価値を生み出すものとして、経営者に代表される経営能力に支払われる経営者報酬、販売員活動や経費や広告宣伝費の投下は収益との対応関係において

27) 法人税法施行規則27の16

28) 法人税法62の8④、⑤

29) 法人税法62の8括弧の規定

30) 伊藤邦雄『無形資産の会計』中央経済社、平成18年、465頁

経済的耐用年数を持たないため、即時費用化されることに異論は見られない。企業結合により獲得したのれんの性格を上記の観点から分類すると、目に見えて経済的耐用年数を有する資産は識別可能資産として公正価値で受入れをしている。

第三に、目に見えないが営業組織の一体として機能することによりシナジー効果を生み出すものがのれんであるが半永久的にシナジー効果が続くものではない。その企業結合に至ったモチベーション、企業を取り巻く内部環境・外部環境からの必然性から企業結合に至った点を検討することで、経営者がのれんの経済的耐用年数を決定することに合理性があるといえる。

#### （7）米国基準における減損

のれんの減損テストは、事業セグメントの一つ下のレベルで2段階で行われる。

第一段階は、レポート・ユニットの公正価値とのれんを含むそのレポート・ユニットの帳簿価額とを比較する。もし公正価値が帳簿価額に満たない場合には、第二段階の減損テストを行う。

第二段階では、レポート・ユニットを企業結合により取得したかのように、レポート・ユニットの公正価値及び純資産の公正価値を比較し、のれんの価値を算定する。のれんの帳簿価額がその公正価値を上回る場合、減損損失を認識する。公正価値の見積もりはインカム・アプローチで将来キャッシュ・フローの現在価値による。この時各レポート・ユニットの見積もり公正価値は経済情勢に依存している。このことは、減損損失の前提には景気の悪化、収益性の低下が前提にあると言えよう。

### 4. 仕掛研究開発費（In-Process R&D）

#### （1）仕掛研究開発費とのれんの比較

企業結合において取得した仕掛研究開発費については、これまでは将来の経済的便益となりうる可能性が低く、資産の定義を満たしていないとして、企業結合時における費用としていた。しかし仕掛研究開発費は、買収額と企業の純資産額の差額のうち、研究開発で生じた金額をさすものであるとして、特定の研究活動の目的で利用され、将来他の目的に使用できない識別可能資産であるとして、無形資産に計上することが求められた。

これは会計上の選択肢のものではなく、当該無形資産を識別可能資産として、企業結合により取得した株式の取得原価を配分している。

次に、企業結合により取得した研究開発の途中段階の成果については、その途中段階の成果を完成させるための研究開発段階での利用に着目して、償却の開始時点について、その研究開発が完成するまでは、当該無形資産の有効期間は開始しない。

IFRSに呼応してこれまでFASBの見解が、仕掛研究開発費は将来の経済的便益となりうる可能性が低いとして、SFAC第6号における資産の定義を満たしていないとして企業結合時に

おける費用としていた<sup>31)</sup>ことから見ると大転換があった。

ここで大事なことはこの仕掛研究開発費は、製品化されると通常特許権として法的に守られ、特許使用させることによる特許権収入を得られ、また自社で使用することで製品売上を生み経済的便益が見られるのである。

これに対して、のれんは法的権利に守られているのでもなく、シナジー効果という営業一体性のみであり、これを償却しないというのは資産内容の曖昧さを生むという懸念が生じるのである。

### (2) エーザイの企業結合に見る事例<sup>32)</sup>

医薬品会社の企業結合による仕掛研究開発費は、プレミアムとして被買収企業の新薬候補群への期待料である。新薬候補群はほかの用途への転用が困難で、且つ臨床段階において、フェーズ3の段階でのものである。

エーザイのMGI PHAMAの完全子会社化である。エーザイは、2008年1月米国のMGI PHAMAを完全子会社化し、株式取得の対価3,918百万米ドルと取得に要した支出25百万米ドルで、合計取得原価3,943百万米ドルで買収した。取得原価の内訳は次のように配分された。研究開発費に配分され費用処理金額840百万米ドル、無形固定資産に配分された金額（販売権）1,220百万米ドル（償却期間6～10年）、・無形固定資産に配分された金額（技術資産）157百万米ドル（償却期間19年）、・のれんの金額1,744百万米ドルである。ここでの論点は、仕掛研究開発費として840百万米ドル（800億円）を一括費用処理したが、のれんの金額1,744百万米ドル（1,661億円）の発生は、米国会計基準のため償却せず定期的に減損テストを行うことにある。

### (3) 武田薬品工業の企業結合に見る事例

武田薬品の企業結合におけるインプロセスR&D費用（仕掛研究開発費）である。

これは武田薬品の連結子会社米国ジャガー・アキュイジション・コーポレーションとMillennium Pharmaceuticals Inc社の合併がパーチェス法で行われた。買収金額3,944百万米ドルであるが、資産への配分は無形固定資産（製品や技術に対する評価額）1,378百万米ドル、これに対する繰延税金負債△551百万米ドル（△45億円）、仕掛研究開発費（開発品に対する評価額）840百万米ドル（研究開発費874億円）、その他の資産負債533百万米ドルで、のれんは1,744百万米ドルである。

31) FASB, SFAS, N0. 141 (revised 2007), "Business Combinations" Dec.2007, paras. B152

32) 記事は、同社のIRホームページより入手。

## 5. 負ののれん

### （1）負ののれんを非流動資産に比例的に配分する方法

企業結合によって受け入れた非流動資産に負ののれんを比例的に配分し、残額が生じれば繰延利益もしくは発生時の利益として計上する方法である。

その論拠は、負ののれんの発生はパーチェス法の適用時における識別可能資産の取得原価を決定する上での不備によるものとみなし、この過程で測定を誤る可能性の高い資産から比例的に控除することが妥当であるとする考え方によるものである。

と同時に負ののれんを非流動資産に比例的に配分する方法はのれんに資産性を認めていないことの証左である。

### （2）負ののれんを発生時に利益に計上する方法

負ののれんが生じると見込まれる場合には、まず取得企業は、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、またそれらに対する取得原価の配分が適切に行われているかどうかの見直しをする。この見直しの結果取得原価が受け入れた資産および引き受けた負債に配分された純額を下回る場合には、当該不足を発生した事業年度の利益として処理される。この方法は、全額を識別不能な債務やバーゲン・パーチェスとみなして、発生時に利益に計上する方法である。

その論拠は、第一に、識別可能資産の時価の算定が適切に行われていることを前提にしたうえで、負ののれんの発生原因を識別不能な債務やバーゲン・パーチェスであると位置づけ、現実には異常かつ発生の可能性が低いことから、異常利益としての処理が妥当であるとする。

第二に、異常利益としての処理が、時価の算定を適切に行うインセンティブになる効果がある。

第三に、負ののれんは発生原因が特定できないものを含む算定上の差額である。

この負ののれんを発生時に利益に計上する方法を日本の会計基準は採用しているのであるが、合併による資産評価次第で、利益を捻出できるという点で問題が生じる。と同時にこの処理は負ののれんに資産性を認めていない。

## 6. 健全な日本の会計慣行

目に見えないが営業組織の一体として機能することによりシナジー効果を生み出すものがのれんであるが、半永久的にシナジー効果が続くものではない。その企業結合に至ったモチベーション、企業を取り巻く内部環境・外部環境からの必然性から企業結合に至った点を検討することで、経営者がのれんの経済的耐用年数を決定することに合理性があるといえる。

これを裏付ける興味深い調査結果がある。「のれんを償却せずに減損処理を行うと、事業買収、事業譲渡の活用が促進される」という仮説に対しての肯定的意見の割合は、アナリスト60.6%

に対し企業39.1%，会計士38.3%である<sup>33)</sup>。企業39.1%，会計士38.3%は、会計情報の信頼性への懸念への健全な意見であり会計慣行として根付いていることを立証している。

## II. 主たる日本企業の米国会計基準によるのれんの影響分析

### 1. 主たる企業の分析

米国会計基準は、米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board) 会計基準編纂書によって連結財務諸表が作成されている企業である。この場合、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を含めた年次報告書を米国証券取引委員会に登録しているケースがほとんどである。

#### (1) のれんと総資産等の金額

のれんは、NTT771,420百万円、パナソニック757,417百万円、ソニー576,758百万円、東芝442,761百万円、富士フイルム393,541百万円と巨額になっている。一方のれんは金額が少額で重要性が乏しいため非開示は、トヨタ、三菱電機である。

UA-GAAP		(百万円) のれん	総資産	純資産	営業利益	営業活動キ ャッシュ・ フロー	現金・ 現金同等物
	2012.3.31期						
1	パナソニック	757,417	6,601,055	1,977,566	43,725	-36,891	574,411
2	日立製作所	214,707	9,418,526	2,773,995	412,280	447,155	619,577
3	東芝	442,761	5,731,246	1,236,522	206,649	334,997	214,305
4	三菱電機	0	3,391,651	1,191,020	225,444	75,180	392,181
5	日本電産	80,525	800,401	425,611	73,070	56,712	130,290
6	キヤノン	119,021	3,930,727	2,713,667	378,071	469,562	773,227
7	ソニー	576,758	13,295,667	2,490,107	-67,275	519,539	894,576
8	トヨタ	0	30,650,965	11,066,478	355,627	1,452,435	1,679,200
9	小松製作所	31,229	2,320,529	1,057,457	256,343	105,608	83,079
10	富士フイルム	393,541	2,739,665	1,856,484	112,948	135,133	235,104
11	京セラ	89,039	1,994,103	1,534,241	97,675	109,065	273,288
12	リコー	195,251	2,289,358	879,018	-18,068	11,206	156,210
13	ホンダ	10,426	11,780,759	4,528,290	231,364	737,429	1,247,113
14	村田製作所	11,741	1,000,885	808,542	44,973	57,589	65,302
15	クボタ	4,618	1,487,669	707,214	105,680	79,896	100,559
16	オムロン	1,239	537,323	321,680	33,547	31,946	45,257
17	マキタ	721	383,256	323,778	48,516	8,622	44,812
18	TDK	47,313	1,072,829	512,046	18,687	55,334	167,015
19	NTT	771,420	19,389,699	10,047,729	1,222,966	2,508,299	1,020,143
20	NTTドコモ	204,890	6,948,082	5,108,771	874,460	1,110,559	522,078
21	オリックス	95,811	8,354,874	1,435,872	125,195	332,994	786,892
22	ワコール	10,367	221,098	173,428	10,377	10,060	29,985
23	野村證券	74,034	35,697,312	2,389,137	84,597	290,863	1,070,520

(注) キヤノンのみ2011.12.31期である。0は非開示。

33) 黒川行治 柴健次 内藤文雄 林隆敏、浅野敬志『利益情報の変容と監査・保証業務の在り方に関する実証的要因分析』中央経済社、平成23年、114頁



## （２）のれんと資産等との比率

第一に、のれんの金額が総資産、純資産に対してどのくらいの比率であるかを示したものである。

「のれん/総資産」比率で10%以上は富士フィルム14.4%、パナソニック11.5%、日本電産10.1%の3社で、M&Aにより業容拡大や変換を図っている。

「のれん/純資産」比率の分母の純資産は株主資本（資本金・資本剰余金・利益剰余金）と包括利益累計額の合計である。さらに「のれん/株主資本」比率により、換金性を有しないのれんにより、財政状態の健全性を測定することになる。

第二に、「のれん/営業利益」比率は、のれんの金額の全額を償却したら、営業利益で賄えるかをみたものである。100%を超えると現在の収益力では極めて経営上困難であること、更へのれん償却の有する資金創出能力効果を期待できない事を示している。

具体的にはパナソニック1,732.2%、ソニー-857.3%、リコー-1080.6%、富士フィルム348.4%、TDK253.2%、東芝214.3%等である。のれんの非償却は業績悪化で初めて減損する米国会計基準のもろさがこの指標に凝縮されている。

第三に、「のれん/営業キャッシュ・フロー」比率はのれんの一括償却・減損した場合、営業キャッシュ・フローの何%に相当するかをみたものである。「のれん/現金・現金同等物」比率は、のれんの一括償却・減損した場合、期末キャッシュ・フロー金額の何%に相当するかをみたものである。東芝、富士フィルム、パナソニックの比率が大である。

UA-GAAP		のれん/ 総資産	のれん/ 純資産	のれん/ 営業利益	のれん/ 営業キャッシ ュ・フロー	のれん/ 現金・ 現金同等物
	2012.3.31期					
1	パナソニック	11.5%	38.3%	1,732.2%	-2,053.1%	131.9%
2	日立製作所	2.3%	7.7%	52.1%	48.0%	34.7%
3	東芝	7.7%	35.8%	214.3%	132.2%	206.6%
4	三菱電機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	日本電産	10.1%	18.9%	110.2%	142.0%	61.8%
6	キヤノン	3.0%	4.4%	31.5%	25.3%	15.4%
7	ソニー	4.3%	23.2%	-857.3%	111.0%	64.5%
8	トヨタ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9	小松製作所	1.3%	3.0%	12.2%	29.6%	37.6%
10	富士フィルム	14.4%	21.2%	348.4%	291.2%	167.4%
11	京セラ	4.5%	5.8%	91.2%	81.6%	32.6%
12	リコー	8.5%	22.2%	-1,080.6%	1,742.4%	125.0%
13	ホンダ	0.1%	0.2%	4.5%	1.4%	0.8%
14	村田製作所	1.2%	1.5%	26.1%	20.4%	18.0%
15	クボタ	0.3%	0.7%	4.4%	5.8%	4.6%
16	オムロン	0.2%	0.4%	3.7%	3.9%	2.7%
17	マキタ	0.2%	0.2%	1.5%	8.4%	1.6%
18	TDK	4.4%	9.2%	253.2%	85.5%	28.3%
19	NTT	4.0%	7.7%	63.1%	30.8%	75.6%
20	NTTドコモ	2.9%	4.0%	23.4%	18.4%	39.2%
21	オリックス	1.1%	6.7%	76.5%	28.8%	12.2%
22	ワコール	4.7%	6.0%	99.9%	103.1%	34.6%
23	野村證券H	0.2%	3.1%	87.5%	25.5%	6.9%

## (3) のれんの減損の状況

第一に、日米基準の差額利益は、米国会計基準がのれん償却を計上しない事によって日本基準よりも多い目の利益計上している事を示している。パナソニック、日立製作所、ソニー、富士フィルム、村田製作所、オムロン、野村証券の7社が開示している。0は、開示していない企業である。

第二に、のれん取得原価と減損損失累計額、それに在外子会社の有するのれんの為替換算調整額の影響が大である。

UA-GAAP	(百万円)	日米基準の差額利益 (増額)		減損状況				営業利益 (US-GAAP)	
		2011.3.31 期	2012.3.31 期	のれん取 得原価	減損損失 累計額	為替換算 調整額	期末簿価	2011.3.31 期	2012.3.31 期
1	パナソニック	48,149	-7,131	1,002,413	244,996		757,417	305,254	43,725
2	日立製作所	39,251	59,933	221,647	1,856	-5,084	214,707	444,508	412,280
3	東芝	0	0	445,635	0	-2,874	442,761	240,273	204,649
4	三菱電機	0	0	0	0	0	0	233,761	225,444
5	日本電産	0	0	83,388	2,632	-231	80,525	90,527	73,070
6	キヤノン	0	0	125,189	0	-6,168	119,021	387,552	378,071
7	ソニー	23,652	27,404	617,079	15,219	-25,102	576,758	199,821	-67,275
8	トヨタ	0	0	0	0	0	0	468,279	355,627
9	小松製作所	0	0	40,399	8,719	-451	31,229	222,929	256,343
10	富士フィルム	16,035	16,682	393,541	0	0	393,541	136,356	112,948
11	京セラ	0	0	98,687	8,132	-1,516	89,039	155,924	97,675
12	リコー	0	0	228,072	27,491	-5,330	195,251	60,195	-18,068
13	ホンダ	0	0	10,426	0	0	10,426	569,775	231,364
14	村田製作所	1,981	445	21,518	9,777		11,741	77,485	44,973
15	クボタ	0	0	4,684	0	-66	4,618	86,111	105,680
16	オムロン	373	107	19,855	16,813	-68	2,974	48,037	33,547
17	マキタ	0	0	721	0		721	41,909	48,516
18	TDK	0	0	50,942	1,870	-1,759	47,313	64,321	18,687
19	NTT	0	0	789,025	4,764	-12,841	771,420	1,214,909	1,222,966
20	NTTドコモ	0	0	212,829	6,310	-1,629	204,890	844,729	874,460
21	オリックス	0	0	99,110	296	-3,003	95,811	73,960	125,195
22	ワコール	0	0	11,203	836	0	10,367	4,401	10,377
23	野村証券H	6,197	6,551	75,121	0	-1,087	74,034	93,225	84,597

## (4) のれんの日米基準の差額利益等

第一に、パナソニック、日立製作所、ソニー、富士フィルム、村田製作所、オムロン、野村証券について、日米基準の差額利益は、米国会計基準がのれん償却を計上しない事によって日本基準よりも多い目の利益計上している事を示している。日本基準に修正した場合の営業利益金額を計算した。

第二に、のれん取得原価と減損損失累計額、それに在外子会社の有するのれんの為替換算調整額の影響後の期末簿価の比率を示している。

UA- GAAP	(百万円)	日米基準の差額利益 (増額) / 営業利益		減損状況			営業利益 (日本基準 に修正後)	
		2011.3.31 期	2012.3.31 期	のれん取 得原価	減損損失 累計額	期末簿価	2011.3.31 期	2012.3.31 期
1	パナソニック	15.8%	-16.3%	100.0%	24.4%	75.6%	257,105	50,856
2	日立製作所	8.8%	14.5%	100.0%	0.8%	96.9%	405,257	352,347
3	東芝	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	99.4%	240,273	206,649
4	三菱電機	0.0%	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	233,761	225,444
5	日本電産	0.0%	0.0%	100.0%	3.2%	96.6%	90,527	73,070
6	キヤノン	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	95.1%	387,552	378,071
7	ソニー	11.8%	40.7%	100.0%	2.5%	93.5%	176,169	-94,679
8	トヨタ	0.0%	0.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	468,279	355,627
9	小松製作所	0.0%	0.0%	100.0%	21.6%	77.3%	222,929	256,343
10	富士フイルム	11.8%	14.8%	100.0%	0.0%	100.0%	120,321	96,266
11	京セラ	0.0%	0.0%	100.0%	8.2%	90.2%	155,924	97,675
12	リコー	0.0%	0.0%	100.0%	12.1%	85.6%	60,195	-18,068
13	ホンダ	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	569,775	231,364
14	村田製作所	2.6%	1.0%	100.0%	45.4%	54.6%	75,504	45,602
15	クボタ	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	98.6%	86,111	105,680
16	オムロン	0.8%	0.3%	100.0%	84.7%	15.0%	47,664	33,440
17	マキタ	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	41,909	48,516
18	TDK	0.0%	0.0%	100.0%	3.7%	92.9%	64,321	18,687
19	NTT	0.0%	0.0%	100.0%	0.6%	97.8%	1,214,909	1,222,966
20	NTTドコモ	0.0%	0.0%	100.0%	2.9%	96.3%	844,729	874,460
21	オリックス	0.0%	0.0%	100.0%	0.3%	96.7%	73,960	125,195
22	ワコール	0.0%	0.0%	100.0%	7.5%	92.5%	4,401	10,377
23	野村證券ホールディングス	6.6%	7.0%	100.0%	0.0%	98.6%	87,028	78,046

## 2. のれんの事例分析（米国会計基準）：パナソニック

### (1) 三洋電機の完全子会社化：

M&Aの第1段階で、2009年（平成21年）12月16日取得した株数は議決権の50.2%（過半数）により、支配を獲得している。この三洋電機株式取得に対して支払われた対価は4,038億円で、非支配持分の49.8%の公正価値（支配獲得日の株価）は5,324億円、合計9,361億円である。取得資産（公正価値）1兆9,355億円、引継負債（公正価値）1兆5,138億円の差額である純資産4,217億円と9,361億円の差額がのれん（営業権）5,144億円である。ここで大事なことは、引継資産の無形固定資産は約4,941億円で、約10年で償却する予定であることである。

承継資産	(百万円)	承継負債	(百万円)
現金・現金同等物	228,972	流動負債	606,639
受取手形	26,001	固定負債	907,131
貸倒引当金	-73		
売掛金	314,175	対価全体の公正価値(現金)	403,780
貸倒引当金	-5,319	非支配持分公正価値(株式)	536,140
その他短期債権	23,941		
貸倒引当金	-964		
その他の流動資産	295,948		
長期債権	10,999		
貸倒引当金	-2,730		
その他投資・貸付金	97,374		
有形固定資産	404,468		
商標権	45,451		
顧客関係無形資産	52,011		
特許権・ノウハウ	355,490		
その他無形資産	41,151		
その他資産	48,596		
小計	1,935,491		
のれん	514,419		
	2,449,910		2,453,690

第2段階において、パナソニックは、平成23年4月1日にパナソニックグループ内でのシナジー効果のスピードアップと最大化を図るためパナソニックを株式交換完全親会社とし、パナソニック電工及び三洋電機を株式交換完全子会社とする株式交換を実施した。株式交換における株式の割当比率はパナソニック電工(株)1株に対してパナソニック(株)株式0.925株、三洋電機(株)1株に対してパナソニック(株)株式0.115株で、パナソニック(株)の交付する株式は、すべてその保有する自己株式(241,961,655株)で対応した。

経営戦略上、エネルギー革命における一つの方策としての太陽光発電事業等を展開する上で重要なM&Aであると位置づけられる。

## (2) 減損状況：

日本基準においては、のれん(営業権)は20年以内の償却であるが、パナソニックは米国基準であるので、償却する必要がなく、減損の兆候の生じたときに減損損失をすることになる。この結果平成22年3月期及び平成23年3月期の日本の会計基準に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ27,591百万円(利益)及び48,149百万円(利益)で米国会計基準による方が、日本の会計基準による場合よりも、利益が多くなっているのである。

2011年3月期決算の減損損失は、テレビ事業部の市場における価格下落等による業績不振からの尼崎工場の固定資産関係での発生である。

2011年3月期期末において、のれんの取得原価は1兆58億円で、そのうち810億円の減損損失を計上した。この結果、のれん/総資産比率11.8%、のれん/純資産比率31.4%で、のれん/営業利益比率302.9%は、のれん残高が3年分の営業利益に相当することを示している。のれん/

営業キャッシュ・フロー比率197.1%は、2年分の営業キャッシュ・フローに相当する。

2012年3月期決算ののれん減損損失は、2,850億円、長期性資産の減損は3,992億円、合計5,631億円これに構造改革費用を含めて7,671億円の特別損失である<sup>34)</sup>。

平成24年度末のれん取得原価1,002,413百万円、減損損失累計額244,996百万円、簿価757,417百万円で、のれん取得原価のうち減損24.4%で簿価75.6%である。

パナソニックの経営戦略上M&Aは極めて重要なものであり、これをもって事業展開を計っていくことになる。この場合、日本基準のようにのれん償却の強制適用であれば、減損による経営悪化が一気にくることはないのである。

セグメント別のれんの状況（単位百万円）

パナソニック	デジタル AVC ネットワーク	アプライア ンス	電工 パナホーム	デバイス	三洋電機	その他	計
平成23年度末							
のれん取得原価	316,314	18,501	74,139	65,892	517,980	13,020	1,005,846
減損損失累計額	-77,349	-3,745	-0	-0	-0	-0	-81,094
簿価	238,965	14,756	74,139	65,892	517,980	13,020	924,752

パナソニック	デジタル AVC ネットワーク	アプライア ンス	電工 パナホーム	デバイス	三洋電機	その他	計
平成23年度末							
のれん取得原価	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
減損損失累計額	-24.5%	-20.2%	-0.0%	-0.0%	0.0%	0.0%	-8.1%
簿価	75.5%	79.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.9%

パナソニック	AVC ネットワ ーク	アプライ アンス	システムコ ミュニケー ションズ	エコ	オートモ ビル	デバイス	エナジー	その他	計
平成24年度末									
のれん取得原価	47,619	32,287	222,815	106,506	73,307	175,202	274,963	69,714	1,002,413
減損損失累計額	-8,394	-3,745	-77,349	0	0	-71,617	-73,387	-10,504	-244,996
簿価	39,225	28,542	145,466	106,506	73,307	103,585	201,576	59,210	757,417

パナソニック	AVC ネットワ ーク	アプライ アンス	システムコ ミュニケー ションズ	エコ	オートモ ビル	デバイス	エナジー	その他	計
平成24年度末									
のれん取得原価	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
減損損失累計額	-17.6%	-11.6%	-34.7%	0.0%	0.0%	-40.9%	-26.7%	-15.1%	-24.4%
簿価	82.4%	88.4%	65.3%	100.0%	100.0%	59.1%	73.3%	84.9%	75.6%

34) 2012年5月11日の同社の決算説明会

### 3. のれんの事例分析 (米国会計基準) : 日本電産 (米国会計基準)

#### (1) 平成22年9月30日に米国のアマゾン社を100%取得

日本電産H22.9.30		米国アマゾン社100%取得		百万円
	現金および現金同等物	5,020	買掛金	9,572
	売掛金	13,208	その他の流動負債	3,862
	棚卸資産	7,701	その他の固定負債	1,824
	その他の流動資産	1,419	引受負債合計	15,258
	有形固定資産	20,389	取得純資産 (現金支払い対価)	57,422
	無形固定資産	13,357		
内訳	顧客関係 (耐用年数21年)	10,494		
	ライセンス (耐用年数13年)	503		
	ソフトウェア (耐用年数5年)	360		
内訳	その他の無形固定資産	366		
	償却対象無形固定資産計	11,723		
	非償却対象無形固定資産	1,634		
	その他の固定資産	95		
	のれん(営業権)	11,511		
	取得資産合計	72,700		

営業権は日本電産モーターのセグメントに配分されている

営業権11,511百万円の内10,369百万円は税務上損金算入可能である。

#### (2) のれんの減損状況 (単位百万円)

平成23年3月期ののれん取得原価82,694百万円, 減損損失累計額587百万円, 期末簿価82,107百万円である。この結果, のれん/総資産比率11.0%, のれん/純資産比率20.0%で, のれん/営業利益比率90.7%は, のれんが0.9年分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率98.8%は, 1年分の営業キャッシュ・フローに相当する。

平成24年3月期ののれん取得原価83,388百万円, 減損損失累計額2,632百万円, 為替換算調整-231百万円, 期末簿価80,525百万円である。この結果, のれん/総資産比率10.1%, のれん/純資産比率18.9%, のれん/営業利益比率110.2%は, のれんが1.1年分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率142.0%は, 1.4年分の営業キャッシュ・フローに相当する。

買収戦略により成長を続ける日本電産にとって, のれんの総資産や純資産に占める比率は大である。

### 4. のれんの事例分析 (米国会計基準) : キヤノン

#### (1) オランダ「オセ社」買収による子会社化 :

キヤノンの2012年12月期の目標は, 売上高3兆9000億円, 純利益2,900億円である。キヤノンの海外売上比率は約80%の国際企業である。日米欧の3極体制で, 米欧に統括会社を置き研究開発拠点とM&Aの権限も持つ。

キヤノンは、平成22年（2010年）3月に、HYSE Euronextアムステルダム市場に上場しているオランダのオセ社をプリンティング分野全般にわたるソリューション力を強化し世界一になることを目的として子会社化した。

取得した資産、引き継いだ負債は下記の通りである。その取得状況は取得日の公正価値で再測定された結果を下記に詳細に示している。

このうち識別可能なため取得した無形資産は56,297百万円は、取得した資産272,359百万円の20.7%に相当するが平均4.4年で償却が行われる。

他方、のれん77,253百万円は償却できないため、損金算入できない。

承継資産	(百万円)	承継負債	(百万円)
流動資産	122,248	引受負債	247,458
有形固定資産	51,156		
無形資産			
顧客関係無形資産	32,747	以前取得の株主資本の公正価値22.9%	25,508
特許権	11,316	普通株式公開買い付け45.2%	50,374
その他無形固定資産	12,234	転換月優先株式取得19.1%	8,027
その他固定資産	37,658	非支配持分公正価値（株式）	18,245
小計	272,359	合計	102,154
のれん	77,253		
	349,612		349,612

## （2）セグメント別ののれんの状況

2011年12月期において、のれんの取得原価は138,746百万円で、そのうち為替換算調整額その他で-13,557百万円計上した結果、期末ののれんの帳簿価格125,189百万円である。のれん/総資産比率3.1%、のれん/純資産比率4.5%、のれん/営業利益比率32.3%は、のれんが4カ月分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率16.8%は、2カ月分の営業キャッシュ・フローに相当する。財務体質の強固により大きな影響がない。

キヤノンは、セグメント毎ののれんの減損損失は発生していない。

キヤノンセグメント毎簿価

第110期：平成22年12月期（百万円）

のれん	オフィス	コンシューマ	産業機器その他	合計
期首残高	39,845	13,303	2,723	55,871
当期取得高	79,156	0	3,719	82,875
為替換算調整額その他	-11,700	-917	-940	-13,557
期末残高	107,301	12,386	5,502	125,189

平成23年12月期も為替換算調整額その他のみ発生ではば変わらず。

## 5. のれんの事例分析 (米国会計基準) : 野村ホールディングス

### (1) 野村ホールディングス : リーマン関連の承継及び買収 (平成21年9月確定)

承継資産	百万円	承継負債	百万円
現金・預金	7,815	支払債務及び受入預金	11,080
貸付金及び受取債権	1,419	その他の負債	28,785
建物土地器具及び設備	23,016	小計	39,865
無形資産 (i)	26,420		
その他	6,130	取得純資産 (現金支払い対価)	48,159
小計	64,800		
のれん計上額 (ii)	23,224		
	88,024		88,024

(注) その他の負債 : 承継・買収に伴う事業の取捨選択による人件費や事務所の移転費

平成20年10月にリーマン・ブラザーズの日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の大部分の雇用並びに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分及び債券部門の一部の雇用を承継した。これらの承継には、リーマンの人員及び業務上必要な特定の資産や負債の承継を含んでいる。

無形資産 (i) は、顧客関係資産及び有利なリース契約を含む償却無形資産であり、加重平均残存期間10年、残存価額ゼロである。

のれん計上額 (ii) は、リーマンの顧客基盤の融合等によってホールセール・ビジネス及び投資銀行業務が強化拡大されることにより得られるであろう価値から算出されている。リーマンに関するのれんは事業セグメント上、ホールセール部門に属するグローバル・マーケットで150億円、インベストメント・バンキングで80億円が取得日現在、認識されている。なお日本の税務上損金処理が認められているのは80億円である。

又インドのIT等のリーマンのサービス関連会社3社も買収した。

### (2) のれんの状況

日米基準の差額利益は、米国会計基準がのれん償却を計上しない事によって日本基準よりも多い目の利益計上している事を示している。平成22年3月期及び平成23年3月期の日本会計基準に基づいた場合の連結税引き前当期純利益と比較した影響額は、米国会計基準による数値の方がそれぞれ6,511百万円 (利益) 及び6,197百万円 (利益) で大である。

2010年4月期首において、のれんの取得原価は798億円で、そのうち96億円の為替換算による評価損失を計上し、この結果2011年3月末には702億円である。のれん/総資産比率0.2%、のれん/純資産比率3.4%、のれん/営業利益比率75.3%は、のれんが9カ月の利益に相当することを示している。

2011年4月期首ののれんの取得原価は75,121百万円、そのうち1,087百万円の為替換算による評価損失を計上し、この結果2012年3月末には74,034百万円である。のれん/総資産比率0.2%、のれん/純資産比率3.1%で、のれん/営業利益比率87.5%はのれんが10カ月の利益に相当するこ



とを示している。

### Ⅲ 日本基準：のれんの償却事例

#### 1. のれんの事例分析（日本基準）：第一三共

##### （1）ランバクシー・ラボラトリーズの買収

第一三共は、2008年11月7日にインドのランバクシー・ラボラトリーズを488,354百万円で取得（議決権比率63.92%）したが、のれん（株式の取得価額が取得資産および引受負債の純額（差額）を超過した額）が408,675百万円発生した。のれん20年償却であった。

流動資産	241,766	流動負債	169,103
固定資産	151,862	固定負債	98,881
仕掛研究開発費	6,909	新株予約権	6,386
のれん（差額）	408,675	少数株主持分	46,489
		関係会社株式取得対価（現預金）	488,354
合計	809,212	合計	809,212

ランバクシー・ラボラトリーズ社製品の対米輸出禁止等に伴い、ランバクシー・ラボラトリーズ社の市場株価が急落し、株式の取得原価に比して50%以上下落したため、単独決算で関係会社株式評価損として402,420百万円を計上した。これに伴い、連結決算でのれん償却額（特別損失）351,309百万円を計上した。国税庁はこの関係会社株式評価損に関して、「上場有価証券の評価損に関するQ & A」（国税庁2009年4月）の指針を公表した。これによれば、この評価損の計上が、公認会計士・監査法人の鑑定指導にもとづく妥当なもので監査法人が認めているのであれば、仮に翌期に株価が上がっても評価損として損金算入した処理を遡って益金に戻し入れする必要はないことになり、この結果法人税の減少につながることになる。これを無税償却という。

第一三共の減損は利益が出ている時の減損であるため、繰延税金資産を計上できる。

##### （2）のれんの状況

2012年3月期期末において、のれんの取得原価は827億円で、2008年3月期から2012年3月期の5年間でのれんの償却額合計4,020億円計上した。この結果、のれん/総資産比率5.4%、のれん/純資産比率9.9%でのれん/営業利益比率84.2%はのれんが9カ月分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率89.3%は11カ月分の営業キャッシュ・フローに相当する。毎期ののれんの償却によって財務体質の強固が図られている。

(百万円)

日本基準 第一三共	のれん	総資産	純資産	営業利益	営業活動キャ ッシュ・フロー	現金・ 現金同等物	のれん償却額
2008.3.31期	15,403	1,487,888	1,244,512	156,827	66,667	444,334	3,598
2009.3.31期	77,380	1,494,599	888,617	88,870	78,383	177,769	371,759
2010.3.31期	73,769	1,489,510	889,508	95,509	130,235	259,215	8,882
2011.3.31期	67,316	1,480,240	887,702	122,143	141,139	302,402	11,076
2012.3.31期	82,742	1,518,479	832,749	98,202	92,569	212,673	8,606

日本基準 第一三共	のれん/ 総資産	のれん/ 純資産	のれん/ 営業利益	のれん/ 営業キャ ッシュ・ フロー	のれん/ 現金・現 金同等物 営業利益	のれん 償却額/ 営業利益	のれん 償却額/ 営業キャ ッシュフ ロー	のれん/ のれん償 却額
2008.3.31期	1.00%	1.20%	9.80%	23.10%	3.50%	2.30%	5.40%	4.3
2009.3.31期	5.20%	8.70%	87.10%	98.70%	43.50%	418.30%	474.30%	0.2
2010.3.31期	5.00%	8.30%	77.20%	56.60%	28.50%	9.30%	6.80%	8.3
2011.3.31期	4.55%	7.58%	55.10%	47.70%	22.26%	6.50%	7.85%	6.1
2012.3.31期	5.45%	9.94%	84.26%	89.38%	38.91%	8.76%	9.30%	9.6

## 2. のれんの事例分析 (日本基準) : 武田薬品工業

### (1) ミレニアム・ファーマシューティカルズの買収

2009年3月期においてミレニアム買収を買収した。このことにより販売エリアが28か国から70か国に広がった。武田薬品工業のM&A政策は、新薬の種(シーズ)による研究開発戦略に基づくものである。

武田薬品の在外子会社によるミレニアム社の公開買付による株式取得では、取得の対価8,844,705千ドル、取得に要した費用21,330千ドル合計8,866,035千ドル(929,692百万円)、のれん3,003,872千ドル(314,986百万円)である。この時点では企業結合による仕掛研究費の無形資産の計上は認められていなかったため、仕掛研究開発費1,050,000千ドル(110,103百万円)が計上されているが、即時償却している。

在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い(実務対応報告第18号5月17日)によりのれんは、20年均等償却のため、のれん償却費120億円を計上している。

TAKEDA

ミレニアム・ファーマシューティカルズ

2008.3.31

	百万円	千ドル
流動資産	203,721	(1,942,788)
固定資産	598,212	(8,708,734)
のれん	314,986	(3,303,872)
流動負債	-73,032	(-696,468)
固定負債	-114,195	(-1,092,691)
株式の取得	929,692	
現金同等物	-96,146	
取得による支出	833,546	

## （２）ナイコメッド社(Nycomed A/S)の買収

ナイコメッド社（本店所在地：スイスチューリッヒ医薬品の製造・販売・研究開発は、2010年度売上高約3,200億円（50%欧州，40%新興国），従業員12,500人。ナイコメッド社を2011年9月30日に買収した。買収価額96億ユーロ（1ユーロ109円，総額9,585,220千ユーロ：1,067,585百万円）100%子会社で，これにより発生したのれんは，389,031百万円である。のれんの償却額は年間170億円である。

TAKEDA  
ナイコメッド社の買収  
2011.9.30

	百万円
流動資産	301,936
固定資産	1,173,412
内：無形固定資産（のれんを除く）	697,065
流動負債	-141,340
固定負債	-254,530
株式の取得	1,448,286
現金同等物	-380,702
取得による支出	1,067,584
のれん	389,031

## （３）のれんの状況

2011年3月期期末において，のれんの取得原価は2,171億円で，のれん償却は日本基準で20年の期間で，2011年3月期ののれんの償却額141億円を計上した。この結果，のれん/総資産比率7.8%，のれん/純資産比率10.2%，営業利益のれん/比率59.1%は，のれんが7カ月分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率66.4%は，8カ月分の営業キャッシュ・フローに相当する。のれんの規則的償却により，財務体質が強固である。

2012年3月期期末において，のれんの取得原価は5,822億円で，のれんの償却額合計222億円計上した。この結果，のれん/総資産比率16.3%，のれん/純資産比率28.1%，営業利益のれん/比率219.7%は，のれんが2年1カ月分の利益に相当することを示している。のれん/営業キャッシュ・フロー比率173.0%は，1年9カ月分の営業キャッシュ・フローに相当する。のれんの規則的償却（20年償却）により，財務体質を強固にする会計戦略である。

武田薬品：日本基準 (単位：百万円)

	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31
流動資産合計	1,572,874	1,586,252	1,287,996
有形固定資産	318,849	407,480	488,702
のれん	256,117	217,123	582,257
特許権	375,966	291,143	322,537
その他	7,812	7,173	41,288
無形資産合計	639,895	517,427	1,516,247
投資その他の資産	291,555	275,242	293,085
固定資産合計	1,250,400	1,200,150	2,298,035
純資産合計	2,164,745	2,136,656	2,071,866
総資産	2,823,274	2,786,402	3,577,030
営業利益	420,212	367,084	265,027
営業活動キャッシュ・フロー	381,168	326,938	336,570
現金・現金同等物	852,480	872,710	454,247

H24.3.31に販売権570,166百万円が計上されている。

武田薬品：日本基準 (%)

構成比：%	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31
流動資産合計	55.7%	56.9%	36.0%
有形固定資産	11.3%	14.6%	13.7%
のれん	9.1%	7.8%	16.3%
特許権	13.3%	10.4%	14.5%
その他	0.3%	0.3%	1.2%
無形資産合計	22.7%	18.6%	42.4%
投資その他の資産	10.3%	9.9%	8.2%
固定資産合計	44.3%	43.1%	64.2%
純資産合計	76.7%	76.7%	57.9%
総資産	100.0%	100.0%	100.0%
比率%	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.31
のれん/総資産	9.1%	7.8%	16.3%
のれん/純資産	11.8%	10.2%	28.1%
のれん/現金・現金同等物	30.0%	24.9%	128.2%
のれん/営業活動キャッシュ・フロー	67.2%	66.4%	173.0%
のれん/営業利益	60.9%	59.1%	219.7%

### (結語)

以上の分析からも明らかなように、本稿はIFRSの全面適用が日本企業のものづくりにおいて大きな影響を及ぼすことをテーマに米国基準と日本基準の事例研究で、明らかにしたものである。

米国会計基準の適用におけるのれんの非償却が、欧米経営者の利益連動型報酬のためのごり押しによるもので、ディスクロージャーの観点を無視し且つ欧米経営者や欧米投資家におもね、企業成長を考慮しない、且つ偏向した利益を公表していることに気が付くべきである。まとめると次のようになる。

第一に、営業活動キャッシュ・フローにおいてはのれん償却では資金創出効果があるのに対

し非償却においてはその効果はない。

第二に、のれんの非償却には、のれん償却の場合に比べて、営業利益は過大に計上されている。発生主義の損益計算書では、費用収益対応の原則からみてのれんの非償却は例外の処理であり、減損会計のみは改正すべきである。すなわち第1次的にのれんの規則的償却をした上で、有形固定資産に見られるように減損が2次的に行われるべきである。

第三に、欧米の経営者の経営態度の短期志向によるごり押しを受け入れ、利益操作がしやすいこののれんの非償却の会計処理を受け入れた欧米の会計基準設定機構の誤りは、利益の出ない決算期に生じる多額の減損損失の計上で企業経営の危機的状況と呼び込むため、早晚正さなければならぬ時期が来るであろう。

最近では投資家等が各社の積極的な企業結合戦略で大激変の経営環境に立ち向かっていることについて、株価が下がるので短期的利益の機会損失を理由にして、のれんの非償却を声高に主張するという憂慮すべき事態が生じている。日本基準ののれんの処理こそ財務体質の強化、ひいては日本の製造業のものづくりに適合していることを個々に明らかにした。

そこで、国内の個別財務諸表は自国基準で、連結財務諸表は自国基準（IFRSのアドプションではなくコンバージェンス化）、と米国基準の選択適用も認めるのが望ましい。

本稿は、第72回日本会計研究学会 全国大会（於：一橋大学）自由論題で発表したものである。今回の発表にあたって、一橋大学院教授 伊藤邦雄先生と愛知工業大学教授 野村健太郎先生に謝意を表します。